

令和3年3月1日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

# 防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

## 目 次

### <総務危機管理室>

- I 新型コロナウイルス感染症に係る取組..... 1
- II 本庁機関の再編 ..... 4

### <防災部>

- III 神奈川県水防災戦略の推進 ..... 5
- IV 津波災害警戒区域の指定に向けた取組..... 7
- V 被災地への任期付職員の派遣 ..... 9

### <くらし安全部>

- VI 第11次神奈川県交通安全計画の作成..... 10
- VII 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴う自転車損害賠償責任保険等の加入状況 ..... 12
- VIII 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づくくらし安全防災局所管条例の見直し結果 ..... 13

参考資料1 令和3年度神奈川県水防災戦略の取組み（事業一覧）

参考資料2 第11次神奈川県交通安全計画骨子案

参考資料3 条例の見直し結果一覧表

## I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の実施方針のとりまとめ、緊急事態措置の実施などの対応を行った。前回の防災警察常任委員会（令和2年12月）以降の主な取組は、次のとおりである。

### 1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	主な内容
12月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内の感染状況</li><li>・ 事業者への時短営業要請の延長</li><li>・ 県民へ外出を可能な限り自粛するよう要請</li><li>・ 年末年始に向けた呼びかけ</li></ul>
1月4日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内の感染状況</li><li>・ 事業者への時短営業要請の前倒し</li><li>・ 県民へ徹底した外出自粛を要請（特に20時以降の飲食を伴う外出の自粛）</li><li>・ イベントの開催要件の厳格化（人数上限5,000人を新規販売分に適用）</li></ul>
1月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急事態宣言に伴う県の実施方針の策定</li></ul>
2月2日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内の感染状況</li><li>・ 緊急事態宣言延長に伴う県の実施方針の改定</li></ul>

### 2 緊急事態宣言に伴う県の対応

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県の実施方針を策定した。

また、2月2日、緊急事態宣言の延長を受け、県の実施方針を改定した。

#### (1) 措置を実施する期間

令和3年1月8日～3月7日

#### (2) 措置の対象とする区域

神奈川県全域

#### (3) 実施する措置の主な内容

##### ア 県民の外出自粛等

- ・ 人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛を要請
- ・ 特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請

- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底
- ・ 2月2日の緊急事態宣言延長を受け、昼間の人流抑制に向けた街頭での普及啓発活動を強化

## イ 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

### (ア) 営業時間短縮の要請

- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等に対し、第24条第9項に基づき、次のとおり要請（デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外）

[1月8日から1月11日までの間]

横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

[1月12日から3月7日までの間]

全県の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

- ・ 2月26日、上記要請に応じない一部の店舗に対して、法第45条第2項に基づく要請を実施  
その他の店舗に対しても、順次要請

### (イ) 営業時間短縮の働きかけ

施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある遊興施設等について、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

## ウ イベントの開催制限

- ・ 事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請（新規販売分に適用、既存販売分には適用せず）

## エ テレワークの徹底等

- ・ 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務を働きかけ
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけ
- ・ 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底を働きかけ
- ・ 従業員への外出自粛や会食自粛を呼びかけるよう働きかけ

## (4) 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- ・ (3)イ(ア)の要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給
- ・ 2月8日以降は、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示を支給の条件に追加

- 所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請
  - チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底
- (5) **緊急事態宣言の解除後を見据えた県の取組**
- 県民に対し、外食時の「黙食」「個食」「マスク飲食」の徹底を働きかけ
  - 事業者に対し、店舗におけるアクリル板の設置等の飛沫対策の徹底を働きかけ

## II 本庁機関の再編

令和3年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

### 1 再編の内容

#### ・ 組織力の強化

くらし安全防災局は、局全体で自然災害等の危機事象に備えており、その組織力をさらに効果的・効率的に発揮していくため、総務危機管理室と防災部災害対策課を再編し、総務室及び防災部危機管理防災課を設置する。

現 行	再編後
<p>【くらし安全防災局】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>— 総務危機管理室</li><li>— 防災部<ul style="list-style-type: none"><li>— 災害対策課</li><li>— 消防保安課</li></ul></li></ul>	<p>【くらし安全防災局】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>— 総務室</li><li>— 防災部<ul style="list-style-type: none"><li>— 危機管理防災課</li><li>— 消防保安課</li></ul></li></ul>

### 2 再編の実施日

令和3年4月1日（木）

### Ⅲ 神奈川県水防災戦略の推進

新型コロナウイルス感染症等と自然災害との複合災害への対応を戦略に位置付けるとともに、計画額を上回る予算を措置することにより、風水害や土砂災害から県民のいのちや財産を守るための取組を着実に推進する。

#### 1 戦略の対象とする対策

##### (1) 緊急に実施することで被害を最小化するハード対策

今後の出水期に向け、早急な対応が必要な箇所、迅速な整備が必要な箇所等に対して、令和4年度までに緊急に実施し、危険箇所の解消を図る事業

##### (2) 中長期的な視点で取組を加速させるハード対策

中長期的な視点で取り組む事業のうち、減災、強靱化の効果が早期に期待できる事業について、充実強化、事業の前倒し等を図る事業

##### (3) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

市町村が行う複合災害対策、避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県の災害対応体制の強化等を図る事業

区分	2年度	3年度	4年度
事業費予算額	426億円	560(464)億円	(484)億円

※( )は策定時の計画額

#### 2 暮らし安全防災局の取組

##### (1) 複合災害対策への取組(市町村地域防災力強化事業費補助金の拡充)

新型コロナウイルス感染症等と自然災害との複合災害に備えるため、感染症対策を講じる市町村への支援を強化する。

(予算額) 13.4億円のうち2億円分

###### 事業内容

- ・複合災害を踏まえた避難所等の運営に必要な資機材整備に補助する。
- ・消防団の感染症対策に係る資機材整備に補助する。

##### (2) 現地災害対策本部等の機能充実

現地災害対策本部等の活動の実効性を確保するため、物資支援の受入体制整備や、災害対策本部の危機管理センター拡充に伴う機器整備、市町村等と連携した訓練や研修等を行う。

(予算額) 5,316万円

### (3) 防災チャットボット実証実験の実施

DX（デジタルトランスフォーメーション）の流れを踏まえ、AI防災の取組を推進するため、AI防災協議会が開発している防災チャットボットの機能検証に資する実証実験を県内市町とともに実施した。

#### ア 実施日

令和3年2月26日（金）

#### イ 参加機関

AI防災協議会、横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、湯河原町

#### ウ 訓練場所

県庁、参加市町庁舎



## IV 津波災害警戒区域の指定に向けた取組

### 1 概要

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）では、知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という）として指定することができることとされている。

警戒区域を指定することにより、市町による警戒避難体制の整備や基準水位に基づくハザードマップの作成、要配慮者利用施設等において避難確保計画の作成などが行われることで、避難体制が強化される。

そこで県では、県の取組方針に基づき、令和元年12月に小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）を警戒区域に指定したほか、区域の拡大に向けた取組を進めている。

### 2 取組状況

県は、小田原ブロックをモデル地域として、その成果を全県に広げるため、未指定の市町に対して、警戒区域指定の意向確認を行うとともに、個別に市町に出向いて、指定に向けた調整を図ってきた。

### 3 指定予定市町

藤沢市、大磯町及び二宮町

### 4 これまでの経過

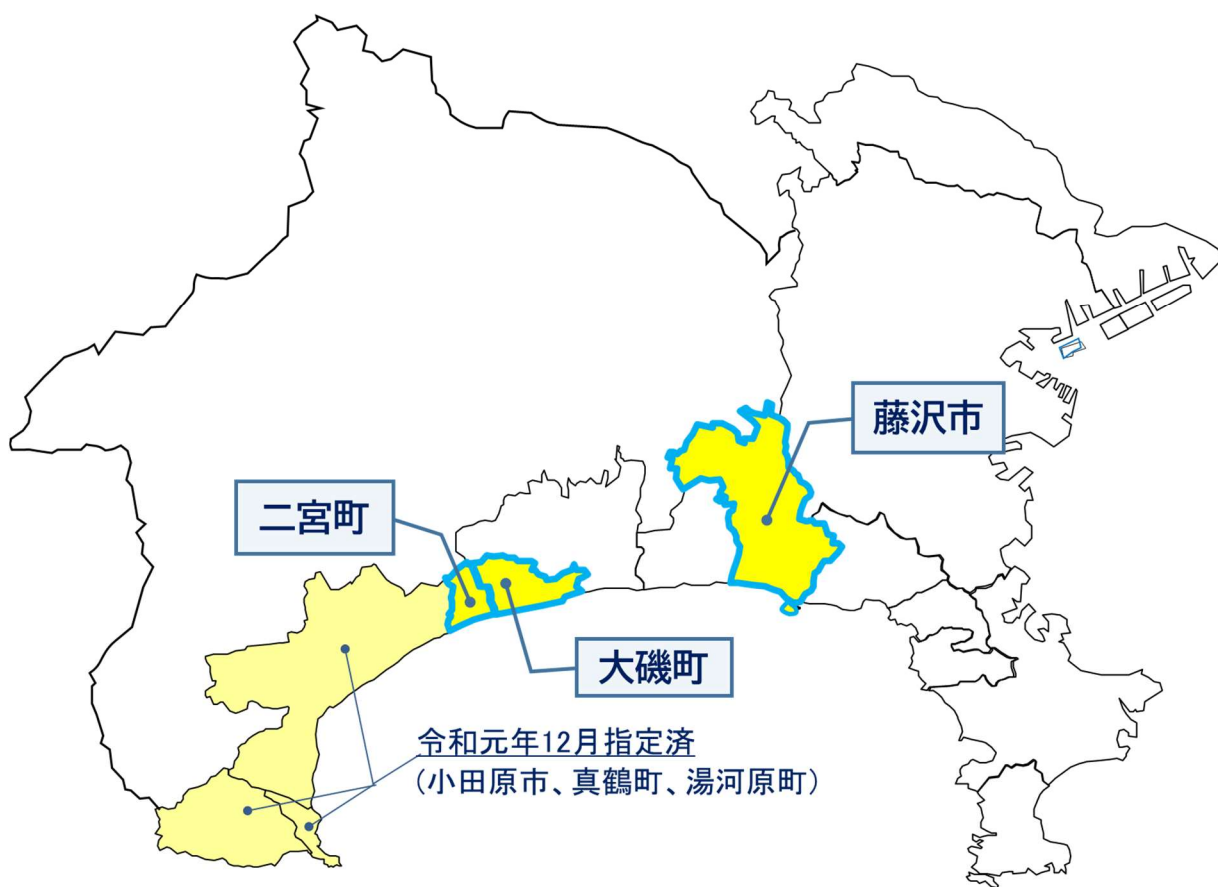
- 令和2年12月
- ・第3回県議会定例会の防災警察常任委員会に取組状況を報告
  - ・二宮町で自治会代表者への説明会を開催
- 令和3年2月
- ・藤沢市の警戒区域指定に向けた住民への説明動画作成

### 5 今後の予定

令和3年3月に藤沢市及び二宮町への意見聴取を行い、警戒区域に指定する。また、令和3年4月以降、大磯町で住民説明会等を開催した後、警戒区域を指定する。

その他の市町についても、引き続き、指定に向けて取り組んでいく。

○津波災害警戒区域指定状況図



## V 被災地への任期付職員の派遣

本県では、被災地の一刻も早い復旧・復興を支援するため、被災地のニーズ等を踏まえ、全国で最大規模の任期付職員を派遣している。

### 1 派遣状況

土木、建築、電気、機械等の専門的な知識や経験を有する者を、神奈川県内の任期付職員として採用し、3県（岩手、宮城、福島）とその県内の市町村に、115名を派遣している。

【派遣先別・分野別任期付職員派遣者数】 (R3.2.1 現在)

派遣先 \ 分野	一般事務	埋蔵文化財	総合土木	電気	建築	機械	林業	合計
岩手県内	5人	－	14人	1人	1人	－	－	21人
宮城県内	16人	2人	33人	－	3人	－	1人	55人
福島県内	7人	－	31人	－	－	1人	－	39人
合計	28人	2人	78人	1人	4人	1人	1人	115人

### 2 令和3年度の派遣

被災3県とその県内の市町村のニーズを把握したところ、継続の要請があることから、令和3年度も任期付職員を派遣することとして、現在選考手続中。

### 3 派遣職員のフォローアップ

派遣職員が帰庁する機会に相談等を行うとともに、令和2年12月から令和3年1月にかけて、くらし安全防災局幹部と派遣職員がオンラインで意見交換会を実施し、職務上の参考となる情報などを共有した。

## VI 第11次神奈川県交通安全計画の作成

現行の第10次神奈川県交通安全計画は、令和2年度で計画期間が終了することから、令和3年度からの第11次神奈川県交通安全計画を作成する。

### 1 作成の趣旨

神奈川県交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条第1項に基づき、神奈川県交通安全対策会議（会長 知事）が、県域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として作成するものである。

本計画は、国の交通安全基本計画に基づき作成することとされており、令和3年度からの5か年を計画期間とする。

### 2 作成の経緯

国の「交通安全基本計画（案）」、有識者で構成する「かながわの交通安全を考える懇話会」の意見、第11次神奈川県交通安全計画骨子案に対する県民意見反映手続で提出された意見等を基に、第11次神奈川県交通安全計画案をまとめていく。

### 3 県民意見反映手続の実施結果

(1) 募集期間 令和3年1月18日（月）～2月16日（火）まで

(2) 提出方法 電子メール、郵送、ファクシミリ

(3) 募集結果 15件

(4) 意見概要

ア 計画の基本的考え方に関する意見 1件

- ・ 歩道などを走行する自転車への「人優先」の交通安全思想の向上

イ 神奈川県の交通事故の特徴に関する意見 2件

- ・ 高齢歩行者の事故防止対策としての反射材の活用
- ・ すり抜け運転などをするバイク運転手のマナーの向上

ウ 道路交通の安全に関する意見 10件

- ・ 信号のない横断歩道で車両を止まらせるための運転者教育の推進
- ・ 重大事故に繋がる危険な「あおり運転」の取締りの強化
- ・ スピードが出やすい電動自転車運転者のマナー向上
- ・ 違反や事故を繰り返す自転車運転者の教育の強化
- ・ 自転車専用道路の整備の促進（2件）
- ・ 横断歩道などの路面標示の早期補修の促進（2件）

- ・ 特に道幅が狭い道路の電柱の無電柱化の促進
- ・ 道路のバリアフリー化の促進
- エ 鉄道交通の安全に関する意見 1件
  - ・ 台風などの災害に備えた鉄道の計画運休時の早めの広報
- オ 踏切道における交通の安全に関する意見 1件
  - ・ 踏切事故を無くすため、踏切の立体交差化の促進
- (5) 意見への対応
 

ア 計画に反映させたもの	3件
イ 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	12件
ウ 今後の取組において参考にするもの	0件
エ 計画に反映できないもの	0件

#### 4 スケジュール

- 令和3年3月 「かながわの交通安全を考える懇話会」第3回会議で計画案の審議  
 県交通安全対策会議幹事会で計画案の審議  
 国の第11次交通安全基本計画の決定
- 令和3年4月 神奈川県交通安全対策会議で審議、決定

## Ⅶ 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴う自転車損害賠償責任保険等の加入状況

令和元年 10 月から、条例により自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されたことに伴い、県民の保険等の加入状況などを調査した結果は、次のとおりである。

### 1 調査方法

県民ニーズ調査による

※ 令和 2 年 10 月 30 日～11 月 24 日まで

県内に居住する満 18 歳以上の 3,000 人を選定し 1,507 人が回答

### 2 調査結果

#### (1) 自転車損害賠償責任保険等の加入状況

自転車の利用状況で「利用している」と回答した 480 人に、自転車損害賠償責任保険等に加入しているかを尋ねた。

「加入している」	74.8%	359 人
「加入していない」	20.8%	100 人
「分からない」	4.2%	20 人
「無回答」	0.2%	1 人

※ 前回の調査（令和元年 11 月調査）との対比

「加入している」と回答した割合は 60.3%から 14.5 ポイントの増加となった。

（条例制定前の平成 30 年 10 月調査時は 51.8%）

#### (2) 自転車損害賠償責任保険等に加入することについて

すべての自転車利用者が自転車損害賠償責任保険等に加入することについてどう思うかを尋ねた（1,507 人が回答）。

「加入すべきである」	83.6%	1,260 人
「その必要はない」	4.9%	74 人
「分からない」	9.6%	144 人
「無回答」	1.9%	29 人

※ 前回の調査（令和元年 11 月調査）との対比

「加入すべきである」と回答した割合は 81.2%から 2.4 ポイントの増加となった。

（条例制定前の平成 30 年 10 月調査時は 78.8%）

## Ⅷ 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づくくらし安全防災局所管 条例の見直し結果

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直し周期は、5年を経過するごととしているが、今回、くらし安全防災局において所管する次の条例について、当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### 1 条例の見直し結果

改正、廃止及び運用の改善等の必要がない条例

条例名	見直し結果
神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正、廃止及び運用の改善等の必要はない。